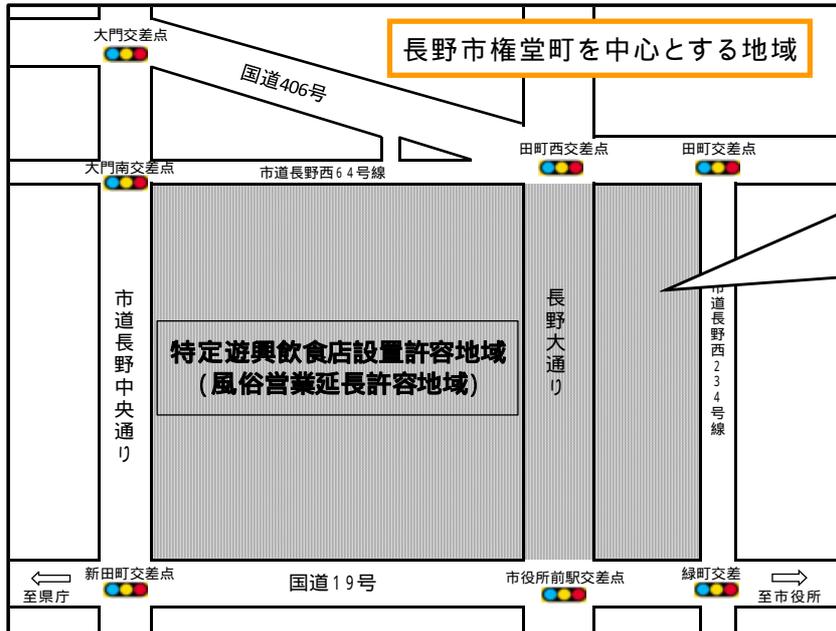


条例で定める特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域

(風俗営業の営業延長許容地域と同一地域)



指定地域内であっても保全対象施設の周囲50メートルの範囲は設置不可

【保全対象施設】

- 児童福祉施設 (児童等を入所させるものに限る)
- 病院
- 診療所 (患者を入院させる施設を有するものに限る)

【保全対象施設からの距離】

50メートル
(営業所設置許容地域である「長野市権堂町を中心とする地域」は全域が商業地域であるため。)